

令和 2 年 9 月 2 日

九州電力株式会社

設置変更許可申請書 添付書類十一の記載内容について

1. はじめに

令和 2 年 4 月 1 日に施行された実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（以下「実用炉規則」という。）第 5 条第 2 項に、設置変更許可本文十一号（以下「本文十一号」という。）の説明資料として、添付書類十一「変更後における保安活動に係る品質管理に必要な体制の整備に関する説明書」（以下「添付書類十一」という。）が新たに追加されたことから、当該添付書類の記載方針について、以下のとおり検討を行った。

2. 記載方針

添付書類十一の記載事項については、以下に示す「発電用原子炉施設の設置（変更）許可申請書に係る運用ガイド」（以下「設置許可ガイド」という。）を参考に、令和 2 年 4 月 1 日に届出を実施した本文十一号、「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則」及び「同基準の解釈」（以下「品管規則」という。）に基づく品質マネジメントシステムに従い管理する「設置許可申請に当たって実施した設計活動に係る品質管理の実績」、「その後の工事等の活動に係る品質管理の方法」及び「組織等」を記載する。

但し、令和 2 年 4 月 1 日以前の活動については本文十一号及び品管規則に基づく品質マネジメントシステムに従った活動ではないが、設置許可ガイドに関連する活動実績については、添付書類十一に記載する。

参考

設置許可ガイド 抜粋

（6）実用炉則第 3 条第 2 項の書類は、次のとおりとする。なお、実用炉則第 5 条第 2 項及び第 7 条第 3 項の添付書類についても準用する。

4）同項第 11 号の「発電用原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する説明書」は、設置許可申請に当たって実施した設計活動に係る品質管理の実績及びその後の工事等の活動に係る品質管理の方法、組織等を説明した書類をいう。